

おわりに

【職場の産業保健に関わる人たち】

職場の産業保健に関わる人たちとして、産業医や安全衛生管理者、衛生管理者、総括安全衛生管理者、衛生推進者がおられます。従業員の数として、50人を境に、表にあるような選任の義務や取り決めが定められています。ここでは、50人以上の事業所で選任されている衛生管理者と、50人未満の事業所で選任されている衛生推進者について、理解をしましょう。詳しくは、

常時使用する労働者	職域の健康管理				職場側の体制	
	総括安全衛生管理者	衛生推進者	衛生管理者	産業医	医師	
～9人					努力義務	
10～49人		1人				
50～99人			1人	1人		
100～200人	1人					
201～299人			2人			
300～499人	1人					
500人				1人		
501～999人			3人			
1,000人	1人			1人		
1,001～2,000人			4人			
2,001～3,000人			5人			
3,001～			6人	2人		

[東京労働局のHP](#) をご覧ください。

あなた方の職場において、必ずどちらかが選任されています。自分自身の健康管理を考える上でも、まずは、だれが「衛生管理者」・「衛生推進者」なのかをご確認ください。産業医は、嘱託であることが多く、外部に属しますが、「衛生管理者」・「衛生推進者」は、職場に所属する方が選任されています。

「衛生管理者」は試験を受けて交付される国家資格です。また「衛生管理者」を置かない場合の罰則規定が設けられており、専任義務違反に対して50万円以下の罰金が適用される場合もあります。（労働安全衛生法第12条参照）

尚、50人未満の少人数の事業場についても「衛生推進者」等を選任するよう義務づけられています。

衛生管理者の職務内容は、

労働条件、労働環境の衛生的改善と疾病の予防処置等を担当し、事業場の衛生全般の管理をする者です。具体的には、以下の項目が挙げられます。

- 労働災害の防止、危害防止基準の確立
- 自主的活動の促進
- 労働者の安全と健康の確保
- 快適な職場環境の形成

衛生推進者は、この中で、「衛生」に関することを担当します。